

「申請に対する処分」基準等公開票（条例又は規則）

許認可等の名称	使用の許可	
根拠条例等・条項	堺市立町家歴史館条例第8条	
所 管 課	歴史遺産活用 部	文化財 課
審 査 基 準	<p>【堺市立町家歴史館条例】 (使用の許可)</p> <p>第8条 町家歴史館山口家住宅(主屋、西土蔵及び北土蔵に限る。以下「対象施設」という。)を使用しようとする者は、あらかじめ市長の許可を受けなければならない。許可を受けた事項を変更しようとするときも、また同様とする。</p> <p>2 市長は、次の各号のいずれかに該当するときは、対象施設の使用を許可しない。</p> <ul style="list-style-type: none"> (1) 公の秩序又は善良の風俗を害するおそれがあると認めるとき。 (2) 建物、附属設備その他器具備品等を破損し、又は滅失するおそれがあると認めるとき。 (3) その使用が暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律(平成3年法律第77号)第2条第2号に規定する暴力団(以下「暴力団」という。)の利益になり、又はなるおそれがあると認めるとき。 (4) 前3号に掲げるもののほか、対象施設の管理上支障があり、使用せることが不適当であると認めるとき。 <p>3 市長は、対象施設の使用を許可する場合において、管理上必要があると認めるときは、当該許可に条件を付すことができる。</p>	
標準処理期間	標準処理期間	即時(または審査に相当の期間が必要な場合は、申請者に対し調査等に要する期間を通知する。)
	標準処理期間を設定できない理由	